

社会保険 いばらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

6

算定基礎届の提出について

2011 June
NO.395

- 月額変更届について
- 賞与支払届の提出を忘れずに
- 国民年金保険料免除制度があります
- ジェネリック医薬品のご案内



「初夏の茶畑」(撮影・大子町)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

算定基礎届は、保険給付金の決定及び毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。

7月11日までに茨城事務センターへ郵送にて提出してください。(指定された地域の事業所は審査会場に持参願います)

提出する書類等は次のとおりです

紙による 届出の場合

- ①被保険者報酬月額算定基礎届
- ②被保険者報酬月額算定基礎届
総括表
- ③被保険者報酬月額算定基礎届
総括表附表(雇用に関する調査票)



磁気媒体 による 届出の場合 (FD又はMOによる 届出の場合)

- ①算定基礎届を収録したFD又は
MO
- ②磁気媒体届書総括表(届書作成プログラムに従って出力します)
- ③被保険者報酬月額算定基礎届
総括表
- ④被保険者報酬月額算定基礎届
総括表附表(雇用に関する調査票)



留意事項

- ①届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者です。
ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、今年の算定基礎届は対象外です。
- ②月額変更該当する被保険者がいる場合は、月額変更届も忘れずに提出してください。
- ③その他、詳細は算定基礎届様式に同封されている通知をご覧ください。(社会保険労務士委託事業所には送付しておりません)
- ④詳細は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

算定基礎届 の提出について



月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など固定的賃金の変動にともなって大幅に変わったときは、定時決定をまたずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の三つの全てに該当するときに行われます。

1

昇給・降給などで固定的賃金に変動があった

+

2

変動月から3か月の間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じた

+

3

3か月とも支払基礎日数が17日以上だった

ポイント
POINT

固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上さがった場合は、随時改定の対象外です。

また、固定的賃金下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上あがった場合も、同様に対象外です。

このような場合は、算定基礎届による定時決定となります。

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます

固定的賃金の変動には、次のようなケースが考えられます。

- ①昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ②給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- ③日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たにいたり、支給額が変わった場合

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率など	残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など

※被保険者報酬月額変更届の「②改定年月」に記入された年月の初日(1日)が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。

なお、被保険者が役員の場合にあっては、取締役議事録及び固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分までの所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付をお願いいたします。

重要!!

標準報酬が大幅に引き下がる場合においては、次のことにご留意願います。

- ①大幅に引き下がる場合とは、当分の間「5等級以上」とします。
- ②固定的賃金の変動があった月の、前月から改定月の前月分までの賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。
- ③被保険者が役員の場合は、取締役議事録及び所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しを添付してください。

詳細は管轄の年金事務所へお問い合わせください。



賞与支払届の提出を忘れずに!

健康保険・厚生年金保険では、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙が賞与支払予定月の前月に送られてきます。

賞与を支払ったときは、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添えて茨城事務センターへ提出してください。

なお、賞与の支払いがない場合でも「被保険者賞与支払届総括表」を不支給表示で提出してください。

賞与支払届記入例

「④賞与支払年月日」欄
賞与の支払年月日を記入します。

「④賞与支払年月日」欄
賞与の支払年月日を記入します。上段の支払年月日と同日の被保険者については記入の必要はありません。

「⑤賞与額(合計)」欄
通貨により支給した金額と現物により支給した金額の合計(千円未満を切り捨て、千円単位)を記入します。
標準賞与額の上限は、健康保険は年度の累計で540万円、厚生年金保険は1回の支払いにつき150万円ですが、この額を超えた場合でも実際に支払われた額を記入します。たとえば、3,215,500円の場合は、**321550**と記入します。なお、1,000万円を超える場合には**9999999**と記入します。

「①現物によるものの額」欄
賞与を通貨以外により支給した金額を記入します。

「②通貨によるものの額」欄
賞与を通貨によって支給した金額を記入します。

「④支給・不支給」欄
賞与の支払いがあったときは支給「0」を、なかったときは不支給「1」を囲みます。

「②賞与支給総額」欄
全被保険者の賞与支払届⑤欄の賞与額を総計した額を集計した総額を記入します。ただし、賞与の支払いがない場合は、①及び②欄に記入の必要はありません。

「⑤変更後の賞与支払予定月」欄
現在の賞与の支払月が④欄の賞与支払予定月と異なる場合に記入します。

「③賞与支払年月日」欄
印字されている賞与支払予定年月(㊦の欄)と相違している場合は、支払年月を記入します。

「①賞与を支給した被保険者数」欄
賞与を支給した被保険者の人数を記入します。

「①被保険者人数」欄
賞与を支給した日に現存する被保険者数を記入します。

「④賞与の名称」欄
夏期賞与、冬期賞与、決算手当、期末手当のように、支給した賞与の名称を記入します。

賞与支払届総括表記入例

詳細は管轄の年金事務所へお問い合わせください。

国民年金 保険料納付免除制度があります

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額(15,020円)が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。(保険料額は平成23年額の額)

全額免除となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(扶養親族等の数+1) \times 35万円 + 22万円$$

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成22年7月～平成23年6月分の申請については、前々年(平成21年)の所得で審査を行います。

※これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額(平成23年度)と年金額の計算は次のとおりです。

○4分の1納付 (3,760円) → 年金額5/8 (21年3月分までは1/2)

○半額納付 (7,510円) → 年金額6/8 (21年3月分までは2/3)

○4分の3納付 (11,270円) → 年金額7/8 (21年3月分までは5/6)

一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○4分の1納付 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○半額納付 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○4分の3納付 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成22年7月～平成23年6月分の申請については、前々年(平成21年)の所得で審査を行います。

(注)一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

申請はお住まいの市町村の国民年金担当窓口へ

申請に必要な書類は

- 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書等)
- 前年(または前々年)の所得を証明するもの
住所を変更しているなど、お住まいの市町村で所得の確認ができない場合は、課税証明書、源泉徴収票の写し等の添付が必要となります。
- 代理の方が申請される場合は、印鑑と委任状が必要です。

※退職(失業)や災害による被害を事由とした「特例免除」や30歳未満を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」もありますので、詳しくは市町村の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。




 協会けんぽからのお知らせ

ジェネリック医薬品 のご案内

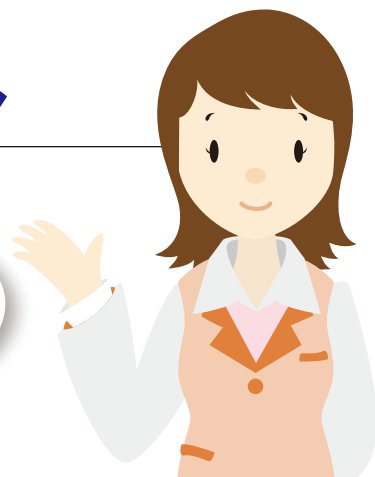
お薬には新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があることをご存知でしょうか。
 新薬とは、新規に開発された薬のことです。これに対してジェネリック医薬品は新薬の特許期間満了後に開発された薬です。
 新薬と比較しても有効成分や安全性が同等と認められ、開発コストが大幅に抑えられることで低価格に設定され、中には新薬より7割も安くなる場合もあります。

ジェネリック医薬品のメリット

主なメリットは2つあります

①薬代の自己負担が
軽減されます。

②全体的な医療費
(医療給付費)が低減されることで、
健康保険料率の上昇が
抑制されます。



ジェネリック医薬品を調べるには

服用しているお薬にジェネリック医薬品があるかどうか調べるには、
 日本ジェネリック医薬品学会「かんじゃさんの薬箱」が便利です。
 積極的にジェネリック医薬品の利用を促進している医療機関、調剤薬局についても確認をすることができます。

日本ジェネリック医薬品学会「かんじゃさんの薬箱」(ジェネリック医薬品の検索などが行えます)

<http://www.generic.gr.jp/>

※ジェネリック医薬品に切り替えが可能かどうかは効能やご本人の体質などを含め、医師や薬剤師の判断となります。ジェネリック医薬品をご希望になる際は、医療機関や薬局でご相談ください。

ジェネリック医薬品についてはこちらをご覧ください

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,49784,79,136.html>

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 企画総務グループ
協会けんぽ

☎ 029-303-1580 (直通)
☎ 029-303-1500 (代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索

